令和6年8月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月3日(火曜日) 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁

新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 前原 幸太郎

田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美

下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 中津 ゆみ子

土器 三紀夫 中津 富夫 米倉 千春 山口 長徳

鶴田 幸一 園田 義保 吐師 伸次郎 吉田 尚美

上村 ゆかり

欠席委員 無し

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎 事務局長補佐 川上 大輔 農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ 農地調整係主査 宮原 直子 農地調整係主査 田中 美千代

農地調整係主任主事 馬越脇 浩

畜産農政課職員

課長補佐 山下 誠介 農政企画係主査 小島 英子

議 題

報告第 8号 農地等の合意解約について

報告第 9号 農地法第3条の規定による許可の返戻について

議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 24号 農用地利用集積計画について

議案第 25号 農用地利用集積等促進計画について

議案第 26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 27号 非農地証明願いについて

議案第 28号 農業振興地域整備計画変更の協議について

事務局長

ただいまから、令和6年8月定例農業委員会総会を開催いたします。

ご起立をお願いします。

一同礼。

着席下さい。

初めに、会長より挨拶並びに会務報告をお願いします。

議長 (会長)

(あいさつ並びに会務報告)

次に、委員の出席状況を報告いたします。

本日の出席委員は全員であります。

よって、ただいまの出席者数は、農業委員9名、農地利用最適化 推進委員17名、26名で定足数に達しております。

これより会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員に森永委員と田上委員を指名いたします。

それでは、ただいまから今月の議事に入ります。

報告第8号及び第9号並びに議案第23号から議案第28号までを議題とします。

事務局長に議案の朗読をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案の朗読をさせていただきます。

まず、朗読の前に、議案提出日を、9月3日に訂正をお願いいたします。

以降、報告第8号、第9号の報告日、それから議案第23号から 議案第28号間での議案提出日を9月3日に訂正をさせていただ きたいと思います。

どうぞご了承よろしくお願いいたします。

それでは朗読をいたします。

(議案朗読)

ご審議方よろしくお願いいたします。 議長 (会長) ただいま議案の朗読は終わりました。

まず、報告第8号、農地等の合意解約について、事務局から説明

をお願いいたします。

それでは、報告第8号、農地等の合意解約についてご説明いたし ます。

議案書の1ページをお開きください。

今月の合意解約件数は、8件であります。

これより報告及び議案の審議に入ります。

次の2ページをご覧ください。

令和6年8月分の合意解約一覧につきましてはご覧の通りでござ います。

今月の総会案件と関連がないものについてご説明いたします。

整理番号4番及び5番となりますが、これは耕作に不便なため、

解約するものです。

以上ご報告いたします。

議長 (会長) ただいま説明が終わりました。

質問はありませんか。

(質問なし)

議長 (会長) ないようですので、次に報告第9号、農地法第3条の規定による

許可の返戻について、事務局から説明をお願いいたします。

議案書3ページ、報告第9号、農地法第3条の規定による許可の

返戻についてご報告します。

許可返戻件数は1件であります。

次の4ページをご覧ください。

所有権移転の整理番号1番。場所は大字○○になります。

地目、面積は、田2筆、1,101平米で、平成〇〇年の〇月総会 で審議されました。

事務局

事務局

これについては、許可返戻の理由欄に記載の通り、譲受人が長年 所有権移転登記の手続きを失念していたが、その間、譲渡人が死 亡したことにより法定相続人が相続したため、許可書を返戻する もので、許可日は〇〇〇〇です。

以上ご報告いたします。

議長(会長)

ただいま説明が終わりました。

質問ありませんか。

増田委員

いまの許可の返戻についてですが、○○さんが○○○○ですので私が間に入りまして、司法書士を通じて○○さんに連絡をとっております。

失念したとありますが、これは失念ではないと思うんですが、譲 受人の方にも連絡がいっているんでしょうか。

これは解約の必要はないんですかね。

事務局

これは、許可返戻の申出書は両名とも押印をもらっており、それぞれこの両名の子供さんたちと打ち合わせを行って、今回提出されたものでございます。

ですから、相手方にはどちらも連絡はいっていると思います。

増田委員

話し合いの日時はわかりませんか。

子供たちの名前が、両方の名前がわかればいいんですけど。

事務局

これはですね、まず現状として元々の所有者が○○○○さんで、 現所有者が○○○○さんという形になってます。○○○○さんが 亡くなって、今まで登記が○○さんのままであったので相続をさ れて、実際には相続登記が済んでいる状態です。

なので、登記上は、今は〇〇〇〇さんの息子さんの登記名義とい う形になってます。

原因としては、先ほどありましたように許可返戻で、3条の贈与の許可が出ていましたが、その後登記をされてなかったということです。○○○○さんから事務局に連絡がありました。

○○○○さんの息子さんが、愛知県かどこかにいらっしゃるんで すけども、○○県の息子さんと方で話し合いをされたということ ですので、話し合い自体には私たちは直接入ってないんですが、 双方はそこでお話をしたということでございました。

最終的には、返戻の申出書ですが、○○○○さんに関しては郵送 で送って印鑑をもらっています。

○○○○さんについても、一度お伺いしてお話をして、印鑑をも らったところでございました。

印鑑もらったのが、8月6日にこちらの方でお伺いして、○○○ ○さんに印鑑をもらったところでございます。

相続で登記自体がなおっているので、ここではどうしようもない 状況であるんですけれども、一応こういう形で今回許可の返戻と いう形をさせていただいたところですので、一応返戻の申し出に ついては8月6日付けの届け出になっています。以上です。

増田委員

なぜかというと、長年○○○○さんが管理されていたんですよ。

親戚という関係で、できれば○○○○さんに、農業委員会をとお っているから○○○○さんの方に譲っていただけないかと。

まだ相続人が元気な時に、司法書士を通じてやったんですが、お 互いに子供さんたちが納得されたのならそれでいいと思います。

補足しますと、増田委員の○○○ということだったんですけれ

ども、こちらの方で動かしていただいたという形になりまして。

私にも相談して欲しかったんですけど。

すいません。お忙しいかと思っていました。

一生懸命(対応を)したんですけれども。

議長 (会長) よろしいですか。

増田委員 はい。いいです。

他にないですか。

(意見なし)

事務局

増田委員

増田委員

事務局

議長 (会長)

議長 (会長)

質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第23号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今月の許可申請件数は、所有権移転のみ6件となります。

申請人の住所、氏名は省略し、申請内容については概略をご説明いたします。

次の6ページになります。

整理番号1番、田1筆、1,643平米の売買です。

価格は、総額○○円です。

次に、整理番号2番、田1筆、273平米の贈与です。

備考欄の通り、岩屋委員の掘り起こしです。

整理番号3番、畑1筆、314平米の贈与です。

次の7ページに入ります。

整理番号4番、田1筆、2,633平米の贈与です。

次、整理番号5番、畑1筆、1,471平米の贈与です。

次、整理番号6番、次の8ページまでに及びます。

畑2筆、87平米の贈与です。

以上、所有権移転6件です。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました。

議案第23号については、各担当委員等に現地確認等をしていた だいております。

土地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委 員から報告をしていただきます。 まず、所有権移転、整理番号1番の土地の報告を新原委員に、申 請人「受け人」の報告を山下委員にお願いします。

まずは、土地の報告を新原委員にお願いいたします。

新原委員

整理番号1番の農地について報告いたします。

申請農地は、○○自治会内にあります。

○○川と○○川の合流地点から上流2キロぐらいの左岸に位置します。基盤整備はしてありません。

農地の形状は三角形で、農地周辺の南側は山林で、東と北側は水 田が広がっていますが、日照は不良です。

農道と用排水は良好です。

現在は水稲が作付してありました。

皆様方の審議方よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

次に、整理番号1番の申請人「受け人」の報告を山下委員にお願いいたします。

山下委員

それでは、申請人「受け人」の説明をいたします。

受け人は、〇〇自治会に住んでおられまして、現在、農業の跡継ぎということでいらっしゃいます。

営農状況は、専業が農業で、○○、○○そして、稲作をしておられます。

譲渡人との関係は他人でありまして、後継者は現在〇〇歳という ことで、まだ独身で後継者はいらっしゃいません。

取得後は、田んぼとして稲を作りたいということです。

周囲の畦畔の管理については良好です。

地域との関係も良好であります。

それで、現在○○歳なんですが、○○が、大規模な農業をされておりまして、その跡継ぎということで今されております。

これからもまだ田んぼを広げたいと。そして、田んぼを借りたいからそういうところがあれば教えてくださいということでありま

議長 (会長)

す。○○歳という若さですので、まだまだどんどんやっていける と思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

次に、所有権移転、整理番号2番の土地及び申請人「受け人」の報

告を岩屋委員にお願いいたします。

岩屋委員 整理番号2番の申請農地と受け人について報告します。

申請農地は、加久藤の○○前から県道○○号線に入り、○○○○という○○○○の南側にあります。

基盤整備済みの水田で、周囲は水田です。

日照、接道、用排水も良好です。

受け人は、稲作主体の専業農家です。

後継者もいらっしゃいます。

渡し人との関係は知人で、渡し人は早くから県外におられ、受け 人が昔から耕作されておられました。

受け人は所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 (会長)

次に、所有権移転、整理番号3番の土地を田中委員に、申請人「受け人」の報告を事務局にお願いいたします。

田中委員

整理番号3番について報告いたします。

8月25日に申請地を確認しました。

申請地は〇〇〇〇から東の方に上がったところで、場所は譲渡人の実家で、家にくっついた土地であり、周辺は竹林で囲まれ、日当たりは悪いです。

畑は荒れ地になっていました。

今回贈与されたのは、○○が近いうちに、実家の住居に住まれるということだそうです。

受け人と渡し人は○○です。

以上報告を終わります。

皆様方のご審議をよろしくお願いします。

次に、整理番号3番の申請人「受け人」の報告を事務局にお願い 議長 (会長)

与する許可申請であります。

いたします。

整理番号3番、譲受人の調査報告を、市外者のため事務局から説 事務局

明いたします。

まず、譲受人は○○市在住であり、今回の申請内容は、いまあり ました通り、○○が相続しているえびの市の実家の畑を○○へ贈

譲受人は、これまでも○○○として勤務の傍ら○○在住の○○の 畑を耕作しています。

現在、〇〇市に居住していますが、子供がおり、将来は後継者に なる可能性があるとのことです。

農地の取得後の畑では、これまで通り、野菜を栽培する予定です。 所有農地の管理や地域との調和につきましては、野菜の栽培歴が 10年以上あり、また、申請農地は実家や○○の所有農地及び山 林に囲まれており、周辺の農地に影響を及ぼすことがなく、特に 問題ないと判断します。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

議長 (会長) 次に所有権移転、整理番号4番の土地を下原委員に、申請人「受

け人」の報告を吐師委員にお願いいたします。

まずは、土地の報告を下原委員にお願いします。

整理番号4番の農地1筆について報告いたします。 下原委員

申請地は、○○自治会内にあります。

○○○のすぐ近くにある基盤整備された水田です。

周辺一帯は、宅地と水田が混在した場所です。

農地の形状は良く、日照、接道、用排水も問題ありません。

以上報告いたします。

議長 (会長) 次に、整理番号4番の申請人「受け人」の報告を、吐師委員にお願 いいたします。

叶師委員 それでは、整理番号4番の受け人について報告いたします。

受け人は、○○○自治会内に居住されております。

営農状況は兼業です。

渡し人との関係は、○○であるということでした。

後継者はですね、まだ受け人が○○ということでいらっしゃいま せん。

農地の取得後の利用状況は、田んぼとして利用されるそうです。

皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

次に、所有権移転、整理番号5番の土地及び申請人、受け人の報 議長 (会長)

告を田中委員にお願いいたします。

整理番号5番の案件について報告いたします。 田中委員

> 申請地は、○○○○近くの西側に位置するところで、受け人の住 宅にくっついた場所で、現在、栗と小菜園が作られておりました。 今回、譲渡人が○○○で○○○○をされていて、住居もあり、こ の場所は使用しないことから○である受け人に贈与されたもので す。

譲受人と譲渡人との関係は、○○と○○です。

ご報告を終わります。

皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 (会長) 次に、所有権移転、整理番号6番の土地及び申請人「受け人」の報

告を津口委員にお願いいたします。

整理番号6番の農地1筆について報告します。

申請地は、○○○自治会にあります。

○○○公民館のところを、西へ3キロ行ったところで、道路に面

したところに申請地があります。

北側は宅地、西側は山林、南側は水田です。

○○○○は長方形で、○○○○は三角形です。

11

津口委員

いまは、何も作付けはされていません。

日照、接道、用排水は良好です。

受け人について報告します。

受け人は、○○○自治会に住んでおられます。

この農地には栗、柿を植えたいとのことでした。

受け人は、農業しながら○○○をされている方です。

後継者はいません。

所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断しました。 皆様のご審議方をお願いします。

議長 (会長)

各委員及び事務局からの調査報告が終わりました。

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いいたします。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から 第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題 ございませんでした。

農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前 調査の報告がありました通り、地域との調和要件など問題はない ということでございます。

したがいまして、計6件につきましては、農地法第3条第2項各 号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご報告いたします。

議長 (会長)

これより議案第23号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 (会長)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を 求めます。

(全員挙手)

議長 (会長)

全員賛成と認めます。

よって、お諮りの通り決定いたします。

次に、議案第24号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第24号、農用地利用集積計画について説明いたします。 9ページをご覧ください。

今月の計画件数は、所有権移転6件となっております。

申出人の住所、氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

また、法人の場合は年齢が空欄となります。

10ページです。

整理番号1番、畑1筆、1,451平米の売買です。

価格は、総額○○円です。

整理番号2番、10ページから13ページです。

畑15筆、23,879平米の売買です。

価格は、総額○○円です。

整理番号3番、14ページです。

田4筆、8、205平米の売買です。

価格は、総額○○円です。

下原委員の掘り起こしです。

整理番号4番、15ページです。

田1筆、980平米の売買です。

価格は、総額○○円です。

下原委員の掘り起こしです。

整理番号5番、15ページから16ページです。

田4筆、8,205平米の売買です。

価格は、総額○○円です。

下原委員の掘り起こしです。

整理番号6番、田1筆、980平米の売買です。

価格は、総額○○円です。

下原委員の掘り起こしです。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時常時することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより議案第24号の審議に入ります。

それでは議案第24号について各委員の質疑を求めます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 (会長)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を 求めます。

(全員举手)

議長 (会長)

全員賛成と認めます。

よって、お諮りの通り決定いたします。

また、議案第24号については、原案の通り決定した旨を市長に 通知いたします。

次に、議案第25号、「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第25号、農用地利用集積等促進計画について説明いたします。

今月の計画件数は8件です。

申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては、特記事項のみ を説明し、他は省略させていただきます。

それでは資料をご覧ください。

整理番号1番、田1筆、729平米の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、800平米の賃貸借です。

整理番号3番、畑1筆、1,412平米の賃貸借です。

稲田会長の掘り起こしです。

整理番号4番、畑1筆、1,623平米の賃貸借です。

稲田会長の掘り起こしです。

整理番号5番、田1筆、637平米の賃貸借です。

整理番号6番、畑1筆、2,981平米の賃貸借です。

森永委員の掘り起こしです。

整理番号7番、畑2筆、2、728平米の賃貸借です。

森永委員の掘り起こしです。

整理番号8番、畑3筆、4,954平米の使用貸借です。

以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。

皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第25号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 (会長)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第20号は原案の通り承認することに賛成の 委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (会長)

全員賛成と認めます。

よって、議案第25号はお諮りの通り決定いたします。

また、原案の通り、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

次に、議案第26号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、及び議案第27号、「非農地証明願について」を一括議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

19ページをお開きください。

申請件数は1件です。

申請人等の住所、氏名、立地基準については省略させていただきます。

20ページです。

整理番号1番、2番は同一案件で3筆を一体利用されますので、 議案上は2件で表示しておりますが、申請は1件として受け付け ております。

整理番号1番について説明します。

申請地は、大字〇〇〇、畑1筆、698平米のうち151平米を 〇〇〇〇事業、〇〇〇〇道路改良工事に係る仮設事務所、駐車場 として申請するものです。

権利関係は賃借権です。

工事期間は、令和6年8月7日から令和6年12月25日までとなっており一時転用となります。追認申請です。

事業費につきましては、仮設事務所費○○円、駐車場造成費○○円、賃借料○○円、計○○円を自己資金にて対応されます。

雨水は、地下浸透にて処理されます。

整理番号2番、申請地は、大字〇〇〇、畑2筆、1,391平米の うち275.48平米を1番と同理由で申請するもので、合計2, 089平米のうち426.48平米の申請です。

続きまして、議案第27号、非農地証明願いについてご説明いたします。

21ページをお開きください。

今月の許可申請件数は2件です。

申請人等の住所、氏名、立地基準については省略させていただきます。

22ページです。

整理番号1番、申請地は大字〇〇〇、畑1筆、1,283平米です。

申請理由は山林です。

整理番号2番、申請地は大字〇〇〇、畑1筆、495平米です。 申請地は山林です。

以上ご審議方よろしくお願いします。

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました、議案第26号及び議案第27号については、去る8月28日に、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで、第2小委員会委員長から報告をお願いいたします。

第2小委員会委員

それでは、第2小委員会の報告を行います。

長

会長から招集を受けまして、台風10号の影響を見越して予定より1日前倒しの8月28日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席の下、第2小委員会を開催いたしました。

今回の審査案件は、農地法5条申請1件、非農地証明願い2件、

計3件でございます。

はじめに、議案第26号、農地法5条申請、整理番号1番についてご説明いたします。

譲受人は市内の建設業者でありますが、〇〇〇〇道路改良工事を請け負い、仮設事務所、駐車場等に使用するため、適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請されたものです。

現地は、〇〇〇地区の〇〇〇の南約400mのところに位置しており、2筆は隣接しています。

○○○南の山林のさらに南の集団農地の一角に位置します。

申請地の状況は、北側、南側、東側は農地、西側一帯は山林ですが、道路に接しており、農振農用地、いわゆる青地であります。本申請は、6カ月間の一時転用であり、農用地内での一時転用に関するの市長の意見書が添付されており、一時転用に関しては農振法上問題ないとのことであります。

申請地は、集団農地の一角ではありますが、一時的な転用であり、 工事終了後は原状復元が条件となっております。工事受注後すで に現場事務所として転用されており、始末書の提出があります。 一時転用に際し、周囲への農地への影響はないと判断し、その他、 特に問題は見当たりませんでした。

次に、議案第27号、非農地証明願いについてご説明いたします。 整理番号1番の現地は、〇〇〇地区にあり、〇〇〇より北西約3 00mところに位置します。

○○○を西へ約200m進み、さらに北へ市道を約300m進んだ場所にございます。

現地の北側と東側は道路、南側は農地、西側は山林です。現況は 杉が植林してありまして、植林後50年以上経過しているものと 判断しました。まとまった山林の一角に位置しており、非農地と 判断しても特に問題は見当たりませんでした。

次に、整理番号2番は、現地へ行くには細い林道を進んでいかなければならず、直接の現地確認が困難な場所にありましたので、現況写真と事務局からの説明を受けて判断をすることにいたしました。

現地は、○○地区にあり、○○地区の高速道路ボックスを抜け、 ○○橋を渡り、○○集落を抜け、南の山の方へ進みますと、現在 大規模に杉を伐採してある場所がございます。その脇の細い林道 を、さらに南へ約1km上って行った山林の中に位置します。

周辺一帯は山林でありまして、現地は植林後50年以上経過していると思われ、非農地と判断しても特に問題はないと判断しました。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条申請1件、非農地証明願い2件、計3件については、全会一致で許可相当または承認相当と判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わり ます。

議長(会長) 事務局

続きまして事務局より、判断根拠の説明をお願いいたします。 判断根拠をご説明いたします。

農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。

立地基準につきましても、小委員長報告にありました通り、問題 ないとのことでございます。

また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領及 び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断 いたします。

よりまして、今月の議案第26号から27号の計3件につきまし

ては、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると 判断いたします。

議長 (会長)

第2小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。 これより議案第26号及び議案第27号の審議に入ります。

議案第26号及び議案第27号について一括して、各委員の質疑 を求めます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 (会長) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

> 議案第26号及び議案第27号に対する第2小委員会の判断は、 許可相当及び非農地として承認相当であります。

また事務局の判断も、許可相当または非農地として承認相当であ ります。

お諮りいたします。

議案第26号及び議案第27号は原案の通り承認することに賛成 の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (会長) 全員賛成と認めます。

議案第26号及び議案第27号は原案の通り決定いたします。

また、議案第26号については、許可相当として知事に意見書を 送付いたします。

次に、議案第28号、「農業振興地域整備計画変更の協議について」 を議題とします。

担当課の畜産農政課から説明をお願いいたします。

えびの市畜産農政課で農業振興地域整備計画、農振、青地、白地 を担当しております小島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、23ページをお開きください。

議案第28号の農業振興地域整備計画変更の協議について、ご説

畜産農政課

明申し上げます。

24ページをご覧ください。

こちらは今回、変更する位置を示したえびの市全体の位置図となります。

青色で示した部分が編入で、赤色で示した部分が除外になります。 編入が3件、除外が3件となっております。

案件ごとに地区と編入・除外理由を表記しています。

続いて、25ページをお開きください。

25ページは編入、26ページは除外の筆ごとの一覧表になります。

編入合計面積については、6筆の2,257.90㎡になります。 除外合計面積については、4筆の2,246.00㎡になります。 詳細につきましては案件ごとに後ほどご説明いたします。

27ページをお開きください。

それではまず、編入から概略をご説明いたしますが、事前に委員の皆様は資料をご覧になられていると思いますので、案件1番から3番までは基盤整備事業に伴う編入であるため、一括して概略を説明いたします。

27ページは、案件1番から3番までの大河平1期地区から大河 平4期地区の全体図となっております。

ここで訂正をお願いしたいと思います。

右側の黄色の四角部分の〇〇〇1期地区の5ページを28ページに、同じく大河平2期地区の8ページを31ページに、同じく大河平4期地区の11ページを、34ページに訂正をお願いします。お手数をお掛けして申し訳ありません。

案件1番から3番までの○○○1期地区から大河平4期地区の変 更理由としては、県営畑地帯総合整備事業の対象地となるため編 入するものです。 28ページをお開きください。

28ページから36ページは、案件1番から案件3番までの農振図、航空写真、現地写真です。

案件1番から案件3番までの補足を申し上げます。

戻りまして27ページをお開きください。

先ほど、案件1番から案件3番までの変更理由としては、県営畑 地帯総合整備事業の対象地となるため編入するものと説明しまし たが、これらの案件について補足を申し上げます。

案件1番。

○○○1期地区の基盤整備事業につきましては、令和10年度の 事業完了に向け、現在、地区の一部を整備中であります。

案件2番。

○○○2期地区の基盤整備事業につきましては、令和8年度の事業完了に向け、現在、基盤整備後の鳥獣侵入防止柵を設置中であります。

案件3番。

○○○4期地区の基盤整備事業につきましては、令和17年度の 事業完了に向け、現在、埋蔵文化財の本調査を行っております。 以上、編入3件の説明を終わります。

3 7ページをお開きください。

それでは、引き続き、除外案件3件の概略をご説明いたします。 案件4番。

場所は○○地区の○○○の北側になります。変更理由としては、住宅と市道を結ぶ生活通路確保のため除外するものです。

当該地は宅地。〇〇〇〇番〇〇に住宅を建設することについて建設課と協議したところ、建設工事中は住宅と市道を結ぶ農業用道路を利用可能ですが、農業用道路は法定外道路であり生活道路としては利用できないため、住宅建築完成後には住宅と市道を結ぶ

生活道路を確保するよう指示されたとのことで、今回の申請地を 生活通路として利用するため除外に至ったものです。

続いて38ページをご覧ください。

- 38ページは、航空写真です。
- 39ページをご覧ください。
- 39ページは、現地写真です。

雨水等は基本的に地下浸透でありますが、豪雨の場合は道路側溝 に流下する計画であります。

また、申請地と隣接地の境界部分には土手を築き、宅地、通路からの雨水、土砂の流出を防止します。

- 40ページをお開きください。
- 40ページは土地利用図です。

当該地の〇〇〇〇番〇〇の27平米を、宅地と市道を結び生活通路として利用するものであり、転用許可後1週間で造成、2週間で完成する計画です。

また、先ほど説明しましたが、当該地と隣接地の境界部分には土 手を築き、隣接地へ土砂が流出しないよう留意し、隣接している 農用地においても営農による出入口を確保し、生活道路及び営農 道路の共通通路として利用する計画であります。

41ページをお開きください。

案件5番。

場所は、○○地区の○○○の北東側です。

変更理由としては、県営治山工事実施に伴う土砂流出防備保安林指定する必要があるため除外するものです。

当該地は、令和2年の豪雨により農地及び農地下方の森林が崩壊したため、県営治山工事により崩壊斜面の復旧を図りました。そのため、農地の一部が工事用地となり、今後も農地として利用が望めないことから一部農用地区域から除外するものであります。

続いて42ページをご覧ください。

42ページは、航空写真です。

43ページをご覧ください。

43及び44ページは現地の写真です。

当該地の雨水等の排水処理は、自然地下浸透及び外周の畦畔を設置し、周辺への流出を防止し、周辺の農地及び山林に影響がないように計画するものです。

続いて45ページをお開きください。

案件6番。

変更理由としては、えびの市農業委員会が非農地として決定した土地を除外するものです。

46ページをご覧ください。

46ページは、航空写真です。

47ページは現地の写真です。変更後は原野です。

以上、編入3件及び除外3件です。

なお、除外案件4番から6番の案件については、農業委員会に農 地転用の許可見込みについて担当者との確認済みです。

また、全ての案件について県と事前の現地調査により確認が済んでおります。

皆様方のご審議の方、よろしくお願いします。

議長 (会長)

畜産農政課からの説明が終わりました。

それでは、議案第28号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 (会長)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第28号は、原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を

	求めます。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成と認めます。
	よって、議案第28号はお諮りの通り決定いたします。
	また、市長に対しその旨を回答いたします。
	以上で本日の議案審議は終了いたしました。
	午前9時57分終了